

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 2 年 1 月 6 日

京都府流域下水道事務所長 永 濱 直 行

1 入札に付する事項

(1) 委託業務

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターにおける下水汚泥(し渣)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 50 トン）
- イ 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターにおける下水汚泥(沈砂)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 30 トン）
- ウ 木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥(し渣)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 90 トン）
- エ 木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥(沈砂)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 40 トン）
- オ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥(し渣)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 90 トン）
- カ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥(沈砂)の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 10 トン）

(2) 業務を行う期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 2 年 2 月 7 日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う単体の業者(以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て(グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。)満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」一小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 平成22年度以降の契約で、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんしている団体(以下「公的機関」という。)が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を2台以上有している者であること。

(4) 産業廃棄物の処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」一小分類「産業廃棄物処分」

ウ 公的機関が排出する下水汚泥を処分した履行実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、構成員の数は2者以上とし、その内訳は、処分業

者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上でなければならず、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和2年2月6日(木)及び令和2年2月7日(金)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(3)のイ及び3の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(7) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号(075)414-5428

ファクシミリ番号(075)414-5450

(4) 提出書類

原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>)からダウンロードすること。

(7) 提出期限

令和2年1月15日(水)午後5時15分

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

(7) 1の(1)のア及びイの業務

令和2年2月21日(金)午前10時

(4) 1の(1)のウ及びエの業務

令和2年2月21日(金)午前10時30分

(7) 1の(1)のオ及びカの業務

令和2年2月21日(金)午前11時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 入札は、1の(1)のアの業務の入札額(単価重量当たりの処分費、収集運搬費に予定数量を乗じた額。以下同じ。)及び1の(1)のイの業務の入札額を合算した合計額、1の(1)のウ及びエの業務の各入札額を合算した合計額、1の(1)のオ及びカの業務の各入札額を合算した合計額で入札する方式(合冊入札)とし、落札の決定は合計入札金額の比較によって行う。

エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定

により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、令和2年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和2年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。ただし、契約書は1の(1)の業務ごとに作成する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施について、1から7までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この入札に係る令和2年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。